

会員候補者・連携会員候補者の推薦に当たっての 質疑応答集

令和元年11月
日本学術会議選考委員会

1. 推薦全般

問1 令和2年10月の会員・連携会員の改選について、今後の大まかな流れとスケジュールはどうなっているのか。

答 次の表のとおりです。
(令和2年)

1月16日(木) ～2月3日(月)	推薦書の提出期間(メール通信サービスの利用)
2月7日(金)	推薦書提出〆切(最終)
2月～5月	選考委員会・分科会による選考
5月～6月	選考委員会による最終調整等の後、会員候補者名簿及び連携会員候補者名簿を幹事会へ提出
6月～7月	幹事会による審議の後、会員候補者名簿の総会への付議決定及び連携会員候補者の決定
7月	臨時総会による会員候補者の承認
以降	人事上の諸手続
10月1日(木)	発令(予定)

問2 前回の推薦手続と比べ、今回の変更点はどのようなものか。

答 大きな変更点はありません。前回の推薦手続に沿った方法を予定しています。

2. 推薦者関係

問3 会員候補者・連携会員候補者を推薦できるのは、現会員・現連携会員だけか。

答 そのとおりです。

ただし、特任連携会員（日本学術会議会則第7条第1項に基づき任命された連携会員）は、会員候補者・連携会員候補者を推薦できません。

問4 現会員・現連携会員として、候補者を推薦する際に認識しておくべきことは何か。

答 新たな会員候補者・連携会員候補者の選出は、現在の会員・連携会員が候補者を推薦し、日本学術会議自らが選考するコ・オペレーション方式によって行います。

コ・オペレーション方式は、私たち一人ひとりの主体的かつ積極的な協力があって初めて機能するものです。

男女共同参画の推進、若手研究者、地方在住者、産業界・実務家からの選出などの視点も考慮の上、「優れた研究又は業績がある科学者」を幅広くご推薦いただくようお願いいたします。

問5 委員会や分科会を開催して、組織的に候補者推薦の調整を行ってよいか。

答 科学者としての自らの見識と判断に基づいて推薦してください。

推薦に当たって、組織的に候補者推薦の調整を行うことを目的として委員会や分科会を開催することは適切ではありません。

問6 候補者を推薦するに当たり、所属する学協会と相談してよいか。

答 科学者としての自らの見識と判断に基づいて推薦してください。

所属する学協会の関係者と相談して候補者を推薦することはご遠慮ください。

問7 自分の意思だけで、候補者を推薦してよいか。

答 そのとおりです。

科学者としての自らの見識と判断に基づいて推薦してください。

問 8 今回、推薦する候補者の人数は、「5名まで、うち会員候補者は2名以内」とのことであるが、必ず5名推薦しないといけないのか。また、会員のみや連携会員のみを推薦してもよいか。

答 候補者1名だけでも推薦できます。

また、会員のみや連携会員のみを推薦することはできますが、会員候補者の推薦数は2名を超えることはできません。

ただし、会員候補者を推薦しなければ、連携会員候補者を最大5名まで推薦することができます。

選考を充実したものとするため、枠内でできるだけ多くの候補者をご推薦いただくようお願いいたします。

問 9 候補者を推薦する場合、優先順位を付けてもよいか。

答 推薦に当たって優先順位を付することはできません。

仮に優先順位が付された推薦書を提出されても、選考過程においてその優先順位が考慮されることはありません。

問 10 現会員が推薦した候補者と、現連携会員が推薦した候補者で、選考過程での取扱いに差異はあるか。

答 選考過程での取扱いに差異はありません。

問 11 一人だけから推薦された候補者と、複数の者から推薦された候補者で、選考過程での取扱いに差異はあるか。

答 選考過程での取扱いに差異はありません。

問 12 女性研究者は、選考過程において配慮されるか。

答 候補者の推薦に当たっては、男女共同参画の推進、若手研究者、地方在住者、産業界・実務家からの選出などの視点も考慮の上、「優れた研究又は業績がある科学者」を幅広くご推薦いただくこととしております。

特に、女性研究者については、第4次男女共同参画基本計画において、令和2年（2020年）に日本学術会議の会員・連携会員に占める女性の割合をそれぞれ30%とする成果目標が定められていることから、より多くの女性研究者の候補者をご推薦いただきたいと考えております。

その後の選考過程においては、選考委員会で定めた基準に基づいて公平に選考することとしています。

問 13 若手研究者は、選考過程において配慮されるか。

答 候補者の推薦に当たっては、男女共同参画の推進、若手研究者、地方在住者、産業界・実務家からの選出などの視点も考慮の上、「優れた研究又は業績がある科学者」を幅広くご推薦いただくこととしております。

特に、若手研究者については、「若手アカデミー」が置かれていることから、就任時に40歳未満（令和2年10月現在）の候補者をより多くご推薦いただきたいと考えております。

その後の選考過程においては、選考委員会で定めた基準に基づいて公平に選考することとしています。

問 14 地方在住者は、選考過程において配慮されるか。

答 候補者の推薦に当たっては、男女共同参画の推進、若手研究者、地方在住者、産業界・実務家からの選出などの視点も考慮の上、「優れた研究又は業績がある科学者」を幅広くご推薦いただくこととしております。

特に、地方在住者については、「地区会議」が置かれていることから、地区会議の活動に支障を来すことがないように、より多くの地方在住者の候補者をご推薦いただきたいと考えております。

その後の選考過程においては、選考委員会で定めた基準に基づいて公平に選考することとしています。

3. 候補者関係

問 15 候補者としての資格要件（年齢制限、国籍等）はあるか。

答 候補者としての資格要件は、「優れた研究又は業績がある科学者」であることです。

ただし、以下の制限条件がありますので、ご注意ください。

- ① 会員候補者は、原則として、発令時に 67 歳未満（昭和 28 年 10 月 2 日生まれ以降）であること。

※会員は 70 歳に達すると自動的に退任となることから、少なくとも 1 期（3 年）以上、活動が行えるようにするためです。連携会員候補者に年齢制限はありません。

- ② 会員候補者・連携会員候補者は、いずれも日本国籍を有する者であること。

※会員は「特別職の国家公務員（非常勤）」、連携会員は「一般職の国家公務員（非常勤）」です。

問 16 外国に住む日本人を推薦できるか。

答 日本国籍を有していれば推薦できます。

ただし、日本学術会議の活動（委員会・分科会や地区会議等に所属し、審議活動や国際活動等を行うこと）を十分に行うことができるか考慮してください。

問 17 候補者として対象にすることができる科学者の範囲はどのようなものか。

答 候補者の範囲は、会員・連携会員としてふさわしい 優れた研究又は業績がある、現会員・現連携会員以外の科学者 です。

ただし、現特任連携会員（日本学術会議会則第 7 条第 1 項に基づき任命された連携会員）は、推薦されない限り、会員・連携会員の候補者となりません。

また、推薦者の検討に当たっては、会員・連携会員の使命及び役割を十分に果たすことができる科学者であることにもご注意ください。

問 18 現会員・現連携会員を推薦することはできるか。

答 推薦する必要はありません。

仮に推薦書を提出されても、選考過程においてその推薦書を活用することはありません。

ただし、現特任連携会員（日本学術会議会則第7条第1項に基づき任命された連携会員）は、推薦されない限り、会員・連携会員の候補者となりません。

問 19 推薦した候補者は、必ず会員・連携会員に選ばれるのか。

答 推薦した候補者が、必ず会員・連携会員に選出されるわけではありません。選考委員会等による所要の選考過程を経ることになります。

問 20 会員・連携会員に選ばれたらどのような義務が生じるのか。（現在の職務に影響がでるのか。）

答 会員は「特別職の国家公務員（非常勤）」、連携会員は「一般職の国家公務員（非常勤）」として任命されます。

また、任期中（令和2年10月1日～令和8年9月30日（任期6年））は、委員会・分科会や地区会議等に所属し、審議活動や国際活動等を行うことになります。

さらに、会員にあっては、執行役員的な位置付けとして、総会や部を構成し、日本学術会議の運営に関わる事項の審議・決定を行うことになります。

問 21 誰が候補者として推薦されているかどうか、事務局から情報提供してもらえるのか。

答 選考の途中経過について、事務局から情報提供を行うことはできませんので、ご了承願います。

4. 候補者へ就任意思を確認する際の留意事項

問 22 候補者に連絡するに当たって特に留意すべき点があるか。

答 推薦依頼書の別紙6「選出時の就任意思を確認する際の説明事項」を参照して、候補者に対しご説明してください。

特に、「推薦された者が必ずしも会員・連携会員に選出されるものではないこと」について、「推薦＝任命」との誤解を生じないよう十分なお配慮をお願いいたします。

説明内容を候補者に理解していただいた上で、選出された場合に就任意思があるかどうかの確認を行っていただき、推薦書の「2. 候補者が記入する項目」に記入をお願いしてください。

なお、推薦書は令和2年1月29日（水）までに作成してください。

問 23 候補者に連絡したところ、以前推薦されたことがあると言われたが、どのように対応すればよいか。

答 前回（平成29年）の改選時か、又はそれ以前に推薦されたものの、会員・連携会員として選出されなかった方と思われます。

今回、候補者となるためには、改めて推薦していただく必要がございます。

問 24 候補者に連絡したところ、既に他の現会員・現連携会員から推薦書の記入依頼があったと言われたが、どのように対応すればよいか。

答 できる限り多くの候補者を推薦いただくことが望ましいため、既に他の現会員・現連携会員が推薦することを予定している場合は、他の候補者を推薦してください。

ただし、他の現会員・現連携会員が「連携会員として推薦」することを予定している候補者を、「会員として推薦」したい場合には、別に推薦していただく必要がございますので、当該候補者にその旨を伝えた上で、推薦書の記入依頼を行ってください。

なお、複数の現会員・現連携会員から推薦があっても、選考過程での取扱いに差異はありません。

問 25 所属する学協会からどのような情報提供が行われているのか、学協会に聞いてもよいか。

答 学協会に情報提供の内容をお問い合わせいただくことはお控えください。
日本学術会議から協力学術研究団体に対し、候補者の情報提供を依頼する際に、情報提供される科学者本人の了解をとらないこと、外部への公表を控えていただくこと等をお願いしています。

問 26 推薦後に何らかの事情があつて候補者にすることができなくなった場合、どのように対応すればよいか。

答 推薦後の候補者の取消しについては、選考過程において考慮することになりますので、速やかに事務局にご連絡ください。

5. 推薦書の記載関係

問 27 候補者本人が直接、日本学術会議のウェブサイトから推薦書を手入してもよいか。

答 差し支えありません。

問 28 推薦書は手書きでもよいか。

答 推薦書は、データとして処理する関係上、すべて電子的に作成してください。

なお、パソコンをお持ちでない場合や電子的に作成することが難しい場合は、事務局にご連絡ください。

問 29 推薦者が記入する項目に、「候補者が所属するのに適切と考える分野別委員会」があるが、候補者の専門分野を特定する趣旨か。

答 候補者の専門分野や活動分野を検討するための参考情報として用いるためです。

問 30 推薦者が記入する「候補者の推薦区分」については、「会員として推薦する」を選択した場合は、同時に連携会員候補者になるが、「連携会員として推薦する」を選択した場合は、会員候補者にならないという理解でよいか。

答 そのとおりです。

会員候補者は同時に連携会員候補者になりますが、連携会員候補者は会員候補者にはなりません。

ただし、他の現会員・現連携会員から別に会員候補者として推薦された場合は会員候補者にもなります。

問 31 候補者本人が記入する項目を推薦者自らが記入してよいか。

答 候補者本人に関する情報については、正確性の観点から、候補者本人に記入をお願いしてください。ただし、候補者本人が記入することが困難な場合は、聞き取りなどにより推薦者が記入しても差し支えありません。

問 32 候補者本人が記入する項目について、記入を終えた内容を、推薦者の立場で確認する必要があるのか。

答 候補者本人が記入した項目内容に推薦者が手を加えることは適当ではありませんが、推薦者から見て明らかに疑問を抱く記入事項については、候補者本人に確認してから推薦してください。

問 33 推薦書に記入した個人情報は、どのように扱われるのか。

答 個人情報の管理については、推薦依頼書の別紙7「個人情報の取扱いについて」のとおり厳正に取り扱うこととしておりますので、候補者情報は、選考実務の遂行、任命手続及び役割検討の目的以外の用途に使用することはありません。

6. 推薦書の提出関係

問 34 候補者本人との間での推薦書のやり取りは、通常の電子メールを使ってもよいのか。

答 候補者本人との間で推薦書をやり取りする際は、セキュリティ対策を講じるなど、個人情報の取扱いに十分ご注意ください。電子メールを使って差し支えありません。

問 35 推薦書の提出方法は、「指定したメール通信サービスを利用して事務局に送信する」とあるが、これ以外の方法は認められないのか。

答 指定の方法により難しい場合は、事務局にご連絡ください。

問 36 推薦書の提出の際、間違ったファイルを添付して送信してしまったが、どのように対応すればよいか。

答 事務局にご連絡ください。

問 37 推薦書の提出期間中に提出できなかったが、どのように対応すればよいか。

答 事務局にご連絡ください。

なお、推薦書提出の最終〆切は、令和2年2月7日（金）ですので、ご注意ください。

(お問合せ先)

日本学術会議事務局企画課選考担当

T E L : 03-3403-3793 (代表)

(内線 2121、2122)

03-3403-1081 (直通)

E-mail :